

東かがわ市規則第15号

東かがわ市公有財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市公有財産管理規則の一部を改正する規則

東かがわ市公有財産管理規則（平成15年東かがわ市規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、公有財産の取得、維持、保存、運用及び処分（以下「管理」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の2の規定に基づき</u>公有財産の取得、維持、保存、運用及び処分（以下「管理」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。